

第15期 千曲川上流地域森林計画書(案) の概要

- 計画期間

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 16年 3月31日

I 計画の大綱

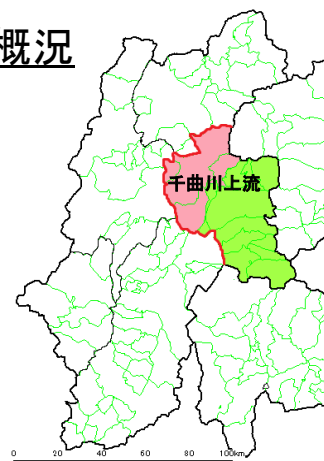
第1 千曲川上流森林計画区の概況

1 自然的背景

- ・15市町村、県総面積の18%を占める
- ・森林率 71%

2 社会・経済的背景

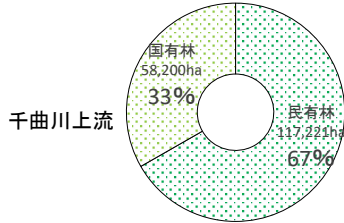
- ・R4年の人口は396千人とH29比で98%
- ・県下屈指の高原野菜の産地
- ・北陸新幹線、上信越自動車道が整備



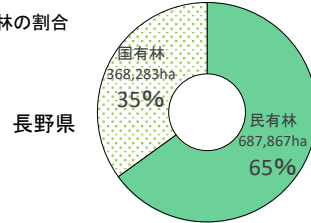
3 森林・林業の現状

(1) 森林面積と蓄積

・民有林の面積は約 117千ha、蓄積は276千m3



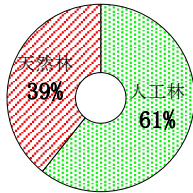
○民有林と国所有林の割合



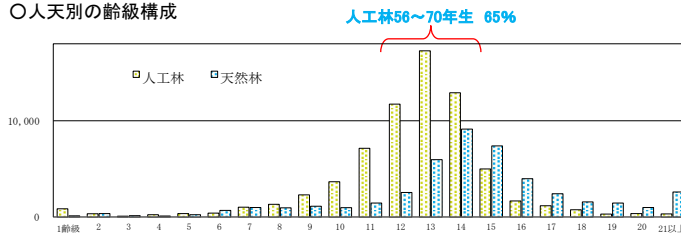
(2) 民有林の森林資源

・人工林率は61%、高齢林が多い

○人天別内訳



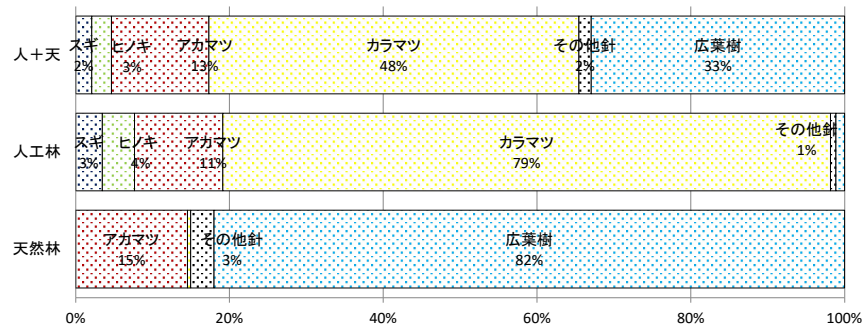
○人天別の年齢構成



(3) 民有林の樹種構成

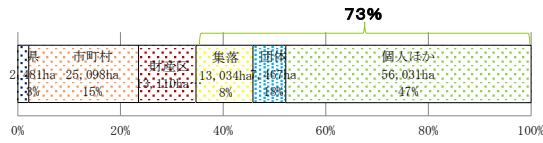
- ・人工林の79%がカラマツ (佐久89%、上田57%)
- ・年齢別では12年齢級から14年齢級 (56年生から70年生) が65%

○樹種別面積比率



(4) 森林の所有形態

- ・個人所有林が47%を占める
- ・個人の平均所有規模 1.2ha
(県平均は1.7ha)



(5) 林業労働力

- ・事業体数は横ばい
- ・就業者数は若干減少傾向

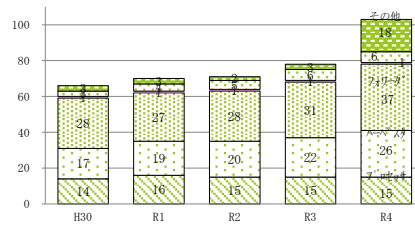
○林業事業体及び就業者数(単位:人)

区分	個人	会社	森林組合	その他	計
事業体数	12	27	5	3	47
従事者数	31	173	128	7	339

(6) 高性能林業機械

- ・令和4年度末の保有台数103台
- ・平成30年から37台増加

○高性能林業機械保有台数の推移(単位:台)



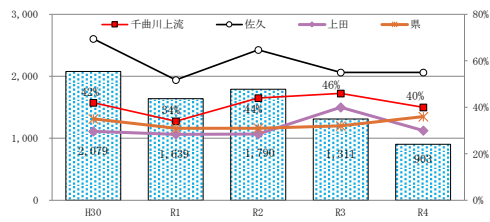
(7) 林内路網の整備状況

- ・計画区内の延長は3,050km
- ・路網密度は26.1m/ha
(県平均は22.0m/ha)

(8) 間伐

- ・実施面積は減少傾向
- ・搬出率は横ばい傾向

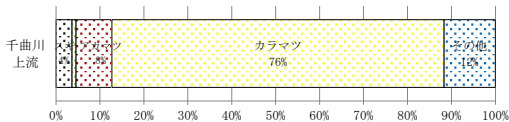
○間伐面積と搬出率の推移(単位:ha)



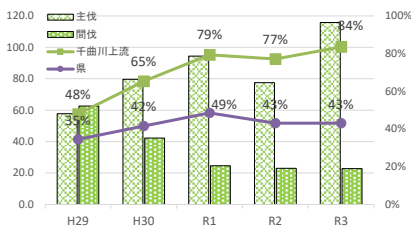
(9) 素材生産、製材品出荷

- ・民有林素材生産量は139千m³
- ・R3は主伐材が84%を占める
- ・製材品出荷量は58千m³
- ・用途別はパルプ・チップが44%

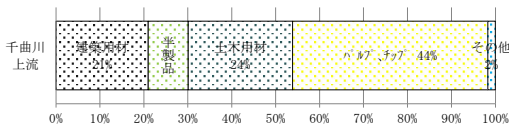
○民有林素材生産量 樹種別内訳(単位:%)



○素材生産量の推移(単位:千m³)

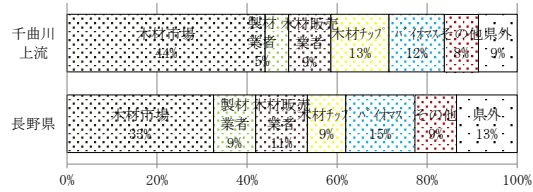


○製材品出荷量 樹種別内訳(単位:%)



(10) 木材流通及び利用

- ・地域の木材流通の拠点
 - ・・・ 東信木材センター(小諸市)
- ・業態別事業者数
 - ・・・ 木材販売業 25者
 - 製材・加工業 29者
 - 木材チップ製造 3者
 - バイオマス発電 1者 等



(11) 特産林産物

- ・生しいたけ大規模生産工場(小諸市)
- ・まつたけ観光業(上田市)

(12) 林業用苗木

- ・生産者 1名
- ・県育種母樹林 3箇所整備(小海町、佐久穂町、川上村)



カラマツ種子採種園(小海町)

(13) 森林病虫害

- ・松くい虫被害は減少傾向

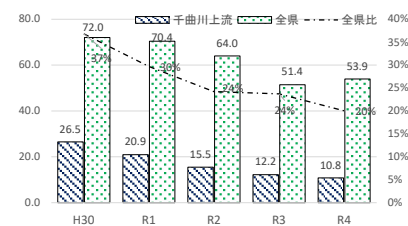
(14) 野生鳥獣による林業被害

- ・林業被害額は横ばい傾向
- ・ジビエ振興(食肉処理施設5箇所)

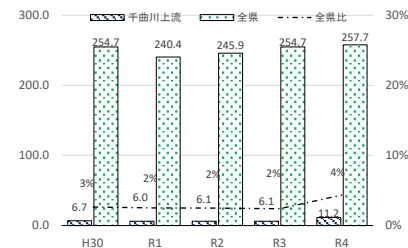
(15) 保安林の配備状況

- ・指定面積約32千ha、指定率27%

○松くい虫被害量の推移(単位:千m³)



○野生鳥獣被害の推移(単位:百万円)



(16) 森林経営管理制度の推進

- ・専門職員の雇用
- ・森林所有者の意向調査
- ・集積計画の作成
- ・にぎやかな森プロジェクトによる取組

(17) その他

- ア 森林認証の取得
- イ 里山の整備
- ウ 森林セラピーロード等の整備
- エ 木育等の体験施設
- オ 佐久穂町林業創生戦略



空中写真から見た皆伐地(佐久穂町有林)

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

1 伐採立木材積

▶民有林の素材生産量は主伐材が増加、間伐材は減少傾向

総数(千m3)			主伐(千m3)			間伐(千m3)		
計画	実行	歩合	計画	実行	歩合	計画	実行	歩合
1,605	990	62%	326	571	175%	1,279	419	33%

2 造林面積

▶人工林皆伐後の再造林が低調

総数(ha)			人工造林(ha)			天然更新(ha)		
計画	実行	歩合	計画	実行	歩合	計画	実行	歩合
2,085	1,331	64%	1,386	886	64%	699	445	64%

3 林道等の開設又は拡張

▶木材の搬出に必要な森林作業道開設は増加しているものの計画を下回る

区分	開設延長(km)			拡張延長(km)		
	計画	実行	歩合	計画	実行	歩合
総数	276	164	59%	41	1	2%

4 保安林の指定又は解除

▶ 災害防備等の公益的機能の発揮が必要な森林で指定が進む

種類	指定(ha)			解除(ha)		
	計画	実行	歩合	計画	実行	歩合
総数	33,939	32,000	94%	0	0.5	—
水源涵養	29,570	27,222	92%	0	0.1	—
災害防備	4,252	4,677	110%	0	0.4	—
保健風致	893	1,058	118%	0	0	—

5 保安施設地区の指定 ・該当なし

6 保安施設事業

▶ おおむね計画どおりに実行

区分	計画	実行	実行率
治山事業施工地区数(箇所)	18地区	17地区	94%

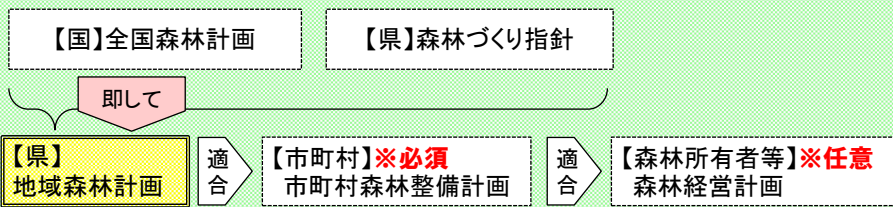
11

11

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

◆ 全国森林計画、長野県森林づくり指針に沿った計画

【参考】各計画の体系



◆ 重点事項の区分

- 1 「県民の暮らしを守る森林づくり」
- 2 「持続的な木材供給が可能な森林づくり」
- 3 「県民が恩恵を享受できる森林づくり」

12

12

1 県民の暮らしを守る森林づくり

(1) 森林整備の推進

- ア 重視すべき機能に応じた森林づくりの推進
- イ 実効性の高い森林計画の策定の推進
- ウ 間伐等の推進
- エ 針広混交林化等の推進
- オ 生物多様性の保全や環境等に配慮した森林整備

(2) 災害に強い森林づくりの推進

- ア 適地適木・適正管理による森林づくりの推進
- イ 治山事業等による流域の防災機能の向上
- ウ 地域ぐるみの防災体制の整備
- エ 森林病虫害被害の防止
- オ 保安林の指定等による森林の保全

1 県民の暮らしを守る森林づくり

(3) 集積・集約化等による適切な森林管理の推進

- ア 管理主体の明確化と適正な管理の推進
- イ 林業事業者や市町村、地域による管理や集約化等の推進
- ウ 森林情報の高度利用の推進、所有界の明確化の推進

(4) 野生鳥獣対策の推進

- ア 野生鳥獣の生息や集落等への出没を考慮した森林環境の整備
- イ 農林業被害の軽減
- ウ 捕獲の担い手の確保・育成
- エ 野生鳥獣の持続的・効果的な捕獲に向けたジビエ利活用の推進

2 持続的な木材供給が可能な森林づくり

(1) 適正な主伐と計画的な再生林の推進

- ア 適正な主伐と主伐後の再生林の推進
- イ 適切かつ効率的な更新施業の推進
- ウ 優良苗木の安定供給の促進
- エ 地域の特性に応じた森林づくり

(2) 林業就業者の確保・育成と林業事業体の経営強化

- ア 林業就業者の雇用環境の改善等
- イ 新規就業者等の確保・育成
- ウ 多様な人材の育成と活用
- エ 森林プランナーや高度な技術者の養成
- オ 林業事業体の役割の重点化
- カ 森林環境教育、林業教育の推進



15

15

2 持続的な木材供給が可能な森林づくり

(3) 林業の生産性の向上

- ア 高性能林業機械の導入による生産性の向上
- イ 林内路網の整備推進
- ウ 林業DXによる森林情報の高度利用、スマート林業の推進
- エ 地域の特性等を踏まえた林業の推進



(4) 県産材の安定的な供給体制の確立

- ア 安定的な木材生産体制の整備
- イ 県産材の流通体制の構築(垂直・水平連携の仕組みづくり)
- ウ 県産材の流通体制の構築(原木の需給調整機能の拡充)
- エ 県産材の加工流通体制の整備(地域内経済の好循環の構築)
- オ 森林資源の有効活用(製紙用・木質バイオマス用等)
- カ 県産材製品の高付加価値化等の促進(JAS製品等の製造・出荷体制の強化)
- キ 新製品等の研究・開発の推進及び統計分析による課題抽出



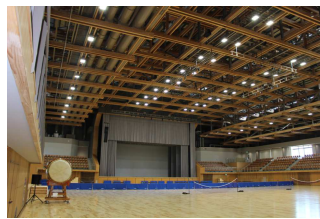
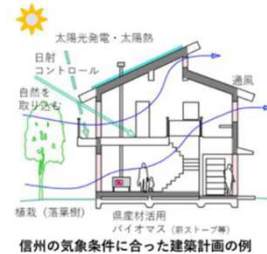
16

16

2 持続的な木材供給が可能な森林づくり

(5) 様々な用途での県産材需要の拡大

- ア 県産材を利用した住宅建築等の推進
- イ 非住宅分野での県産材利用の推進
- ウ 大消費地における販路の開拓
- エ あたりまえに木のある暮らしの実現
- オ 木質バイオマスの利用促進
- カ 新たな木材利用に向けた調査・研究の推進
- キ 信州木材認証製品等の普及



17

17

3 県民が恩恵を享受できる森林づくり

(1) 森林の多面的利活用の推進

- ア 森林サービス産業の推進
- イ 県民が広く親しめる里山づくり
- ウ 特用林産物等の生産の振興



(2) 森林等に関わる多様な人材の育成

- ア 多様な地域人材の育成
- イ 林業の認知度向上
- ウ 人材の育成・定着の促進

(3) 多様な主体による森林への関わりの推進

- ア 多様な整備手法の推進、都市住民等との交流の推進
- イ 地域ぐるみの取組の推進
- ウ 森林ボランティア活動等の推進
- エ 森林環境教育の推進
- オ 身近なみどりづくりの推進



18

18

II 計画事項

計画書P29～31

【現行計画からの主な見直し点】

- 1 計画の対象とする森林の区域の見直し(転出・転入による)
- 2 計画量の見直し(成長に伴う資源量の変化による)

- ▶ 計画の方針や基準等は、県内の全計画区の地域森林計画で同様の内容です
- ▶ 計画の方針や基準に基づき、市町村森林整備計画において具体的な内容を定めます

第1 計画の対象とする森林の区域

15市町村

・民有林面積 : 117,221ha

・現行計画からの増減 : 500ha増加

19

19

II 計画事項 第2 整備・保全の方針

計画書P32～35

第2 森林の整備及び保全の方針等

1 森林の整備及び保全の目標等

・機能別の森林整備と保全の基本方針を定める

機能	森林整備及び保全の基本方針	望ましい森林の姿
【一部 抜粋】 水源涵養 機能	洪水の緩和や県民生活に必要な良質な水の安定供給を確保する観点から、次の施業を基本とする。 ① 洪水の緩和や県民生活に必要な良質な水の安定供給を確保する観点から、次の施業を基本とする。 ② 健全な森林土壌の維持のため、適切な保育・間伐を実施する。 ③ 不成熟造林地は、植栽により浅根性と深根性の樹種を組み合わせ配置し、森林土壌の粗大孔隙を発達促進させる。 ④ 主伐による裸地は早期に縮小及び分散を図る。	①粗大孔隙の大きな森林土壌を持つ森林 ②階層構造が発達し、他樹種が混交する森林 ③齢級の高い森林 ④林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林

2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

区分	現況	計画期末	差引増減	
面積	育成単層林	69,991	68,581	△1,410
	育成複層林	873	1,588	715
	天然生林	43,653	44,348	695
	計	114,517	114,517	0
森林蓄積(m ³ /ha)	241	264	23	

20

20

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木の伐採に関する事項(主伐)

主伐の区分	皆伐	択伐以外のもの
	択伐	立木の一部を区域全体でおおむね均等な割合で伐採する等
主伐の主な留意事項	共通事項	伐採跡地が連続しないよう、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する等
	皆伐	・一箇所当たりの皆伐の上限面積は20haを超えない ・隣接する伐採跡地との間に20m以上の保残帯を設ける等
	択伐	・群状伐採は一伐区面積0.05ha未満、隣接地と20m離す ・一定の立木材積を維持する適切な伐採率による等
立木の標準伐期齢	針葉樹	カラマツ・アカマツ・スギ:40年、ヒノキ:45年、その他針葉樹:60年
	広葉樹	クヌギ:15年、ブナ:70年、ナラ類・その他広葉樹:20年
	その他	・伐期の延長を推進すべき森林:上記の林齢+10年 ・長伐期施業を推進すべき森林:上記の林齢×2倍

21

21

2 造林に関する事項

(1)人工造林

①対象地

- ・木材生産の適地 ・森林の有する多面的機能の発揮が必要な土地
- ・特に効率的な施業が可能な森林
- ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

②対象樹種及び植栽本数 (haあたり)

スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針	広葉樹
3,000本	3,000本	3,000本	2,300本	3,000本	3,000本

※上表を基準に苗木や品種の特性等を勘案して本数を決定可能

③標準的な植栽方法

- ・苗木の種類、自然条件等を勘案して適期に植栽
- ・必要に応じて獣害防除対策を検討

④伐採跡地の人工造林をすべき期間

- ・皆伐:伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日まで
- ・択伐: " 5年を経過する日まで

22

22

(2)天然更新

①対象地

- ・周辺森林からの実生による更新可能地
- ・ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
- ・人工造林不成績地、気象害・獣害跡地で天然更新が進行した箇所

②対象樹種

- ・天然下種更新：高木性の樹種
- ・ぼう芽更新：ぼう芽能力の強い樹種

③標準的な方法

- ・種類は、天然下種更新及びぼう芽更新
- ・更新後の生育が阻害されている場合は、刈り出し・植込み等の補助作業を行う

④完了判定基準

- ・期待成立本数：10,000本/ha以上
- ・判定時期：伐採終了の翌年度の初日から5年を経過する日まで

23

23

3 間伐及び保育に関する事項

(1)間伐を実施すべき標準的な林齢及び方法

- ・スギ、カラマツ、アカマツ、ヒノキそれぞれの施業体系
- ・樹種別地位別の間伐標準林齢、間伐回数毎の間伐率等
- ・間伐木の選定方法 等

(2)保育の標準的な方法

- ・下刈り、枝打ち、除伐、つる切りの実施時期、林齢、回数、作業内容

24

24

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する機能のうち、水源かん養機能、山地災害防止/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材生産機能維持増進森林の区域の基準等を設定

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び施業の方法

ア 区域の設定の基準

【一部抜粋】 公益的機能別施業森林の区域の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
水源かん養機能	① 水資源の保全のため森林土壌かん養能力を維持増進する必要がある森林を設定する ② 林班単位で設定する ③ 面的に設定する	① 水源かん養保安林 ② 水道水源保全地区 ③ 水資源保全地域 ④ ダム集水区域 ⑤ 上下流の協力により水源林の整備を行っている森林 ⑥ 水道水源地周辺の森林

イ 施業の方法

- ・公益的機能別施業森林と施業種
- ・公益的機能別施業森林の施業の実施基準

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林区域の基準及び施業の方法

ア 区域の設定の基準

○木材生産機能維持増進森林の区域の設定基準

設定基準	設定区域
林小班単位で設定する	① 森林経営計画策定森林 ② 地利級の良い森林 ③ 地位の良い森林 ④ その他木材生産を積極的に行う森林

○特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定基準

設定基準	設定区域
木材生産機能維持増進森林区域のうち林小班単位で設定する	次の①～⑤すべてに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※ これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

イ 施業の方法に関する指針

- ・施業種別の方法

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- (1) 開設及び改良に関する基本的な考え方
 - ・「長野県林内路網整備指針」に準拠
- (2) 効率的な森林施業のための作業システムの基本的な考え方と路網密度の水準
 - ・地形等に適した作業システムを検討し、安全で効率的なものとする

6 森林施業の共同化その他施業の合理化に関する事項

- (1) 施業の集約化、委託の推進
 - ・集約した森林における経営計画の作成
- (2) 森林経営管理制度の活用促進
 - ・所有者による経営管理が見込めない森林を市町村が経営管理
 - ・制度の主体である市町村への支援(森林経営管理支援センター)
- (3) 林業に従事する者の養成及び確保
 - ・関係機関の連携による就業者の支援
 - ・林業就業者支援に関する事業の活用

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 森林の土地の保全に特に留意すべき森林
 - ・保安林や砂防指定地等、保全に特に留意すべき森林の所在

水源の涵養	土砂の流出崩壊防止	合 計
29,803ha	25,655ha	55,457ha

- (2) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
 - ・保安林、林地開発許可、伐採届出等、法令の遵守と指導の徹底

2 保安施設に関する事項

- (1) 保安林の整備
 - ・重要な水源の保全、災害防備等のため保安林に指定する必要がある森林について、保安林として管理すべき面積を計画
- (2) 治山事業
 - ・災害に強い森林づくりに向けた治山事業を実施
 - ・防災に関する情報発信、啓発活動

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域、鳥獣害の防止に関する方針

- ・区域設定の基準
「森林生態系多様性基礎調査結果」等を参考
- ・鳥獣害の防止方法に関する方針
防護柵、防護資材、忌避剤 ・加害獣の捕獲

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

- ・松くい虫の被害防止： 守るべき松林を中心とした総合的な対策

(2) 林野火災の予防の方針

第5 保健機能森林の区域の基準等

森林の保健機能の増進に関する特別措置法に規定する「保健機能森林」の設定に関する基本的な事項

- 1 保健機能森林の区域の基準
- 2 その他保健機能森林の整備に関する事項

第6 計画量等

(参考)全国森林計画の計画量 (令和5年10月閣議決定)

区 分		(旧)計画 H31.4.1~R16.3.31	(新)計画 R6.4.1~R21.3.31	増減率 新/旧
伐採立木材積(万m ³)	総数	83,423	88,899	107%
	主伐	39,345	54,458	138%
	間伐	44,078	34,441	78%
造林面積(千ha)	人工造林	1,020	1,375	135%
	天然更新	571	792	139%

- 全国的な森林資源の充実に伴い、主伐計画は大幅増、間伐計画は大幅減。
- 主伐の増加に伴い、人工造林、天然更新ともに大幅増となっている。

31

31

II 計画事項 第6 計画量

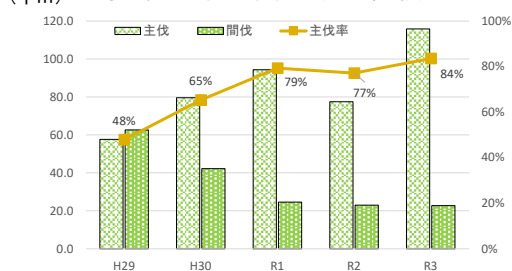
計画書P86

第6 計画量等 (R6~R16)

- 1 伐採立木材積 > 2,060千m³ (主伐: 1,260千m³ 間伐: 800千m³)
 主伐 ⇨ 前期5年: 620千m³ 後期5年: 640千m³
 間伐 ⇨ 前期5年: 400千m³ 後期5年: 400千m³

- 2 間伐面積 > 12,300 ha (前期: 6,100ha)

(千m³) (参考)近年の素材生産量実績



・計画の標準伐期齢、間伐施業体系を参考に、計画期間(10年間)内に伐採すべき量を算出

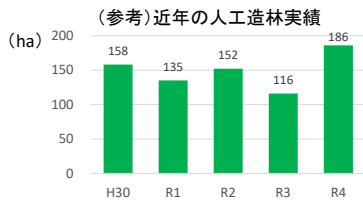
間伐 65m³/ha
 主伐 265m³/ha

32

32

3 造林面積

➤ 4,750ha(人工造林: 3,350ha、天然更新: 1,400ha)



人工造林 ☞ 前期5年:1,650ha 後期5年:1,700ha
 天然更新 ☞ 前期5年: 650ha 後期5年: 750ha

・主伐の箇所で人工造林と天然更新を行うこととして算出

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

(1)開設(新設、改築)

区分	新設	改築	合計
林道	101km	14km	115km
森林作業道	355km	-	355km
計	456km	14km	470km

(2)拡張(改良、舗装)

区分	改良	舗装	合計
林道	94km	70km	163km

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1)保安林として管理すべき森林の種類別面積等

➤ 保安林指定の計画量 35,063ha

保安林の種類	現況	指定計画面積	計画期末の指定面積
総数	32,000ha	3,063ha	35,063ha
水源かん養	27,222ha	2,276ha	29,498ha
災害防備	4,677ha	785ha	5,462ha
保健、風致の保存等	1,058ha	1ha	1,059ha

※ 複数に指定される保安林があるため、総数は合計と一致しない。

(2)実施すべき治山事業の数量

➤ 13地区で実施を計画

所在	治山事業施行地区数	主な工種
6市町村	13地区	溪間工、山腹工、本数調整伐

第7 保安林その他法令による制限林の施業の方法

制限林の種類による施業の方法は、下記の表のとおり定めます。

※ 保安林、自然公園法国立公園等、文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる指定地、都市計画法風致地区、鳥獣保護区特別保護地区、急傾斜地崩壊危険区域内の森林について記載する

【一部抜粋】制限林の施業の方法

制限林の種類	表記	施業方法及びその区分	
水源かん養保安林	水かん	1-1 禁伐	<p>主伐に係る伐採を禁止する。また間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のため間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐できることが定められているものについては、樹冠疎密度が、10分の8以上の箇所においてできるものとする。</p> <p>間伐することができる立木の材積の10分の2を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が、10分の8を下ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p>

35

35

地域森林計画変更計画書(案) の概要 千曲川上流を除く4流域

36

36

地域森林計画変更計画書(案)の概要

計画区	計画期間	変更内容及び理由						計画量の変更
		計画の対象とする森林の区域			林道等の開設及び 拡張に関する計画			
		変更前	変更後	主な理由	区分	変更内容	主な理由	
千曲川下流	自 R2.4.1	ha	ha	1ha増加 ・転用、編入		なし	市町村林道計画の変更	全国森林計画の策定(令和5年10月閣議決定)に伴う伐採立木材積等の計画量の変更
	至 R12.3.31	130,428	130,429					
中部山岳	自 R3.4.1	ha	ha	0ha増加 ・転用、編入	開設	路線増		
	至 R13.3.31	135,658	135,658		拡張	路線増		
木曽谷	自 R4.4.1	ha	ha	53ha増加 ・官行造林返地 ・転用、編入		なし		
	至 R14.3.31	54,913	54,966					
伊那谷	自 R5.4.1	ha	ha	206ha増加 ・官行造林返地 ・転用、編入	開設	路線増		
	至 R15.3.31	249,387	249,593		拡張	路線増		

37

37

全国森林計画の計画量 (令和5年10月閣議決定)

区 分		(旧)計画 H31.4.1~R16.3.31	(新)計画 R6.4.1~R21.3.31	増減率 新/旧
伐採立木材積(万m ³)	総数	83,423	88,899	107%
	主伐	39,345	54,458	138%
	間伐	44,078	34,441	78%
造林面積(千ha)	人工造林	1,020	1,375	135%
	天然更新	571	792	139%

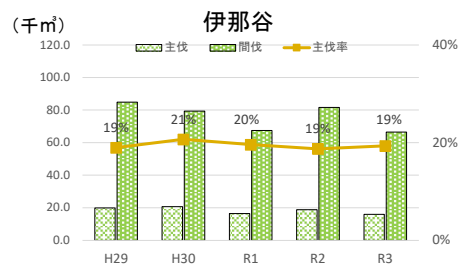
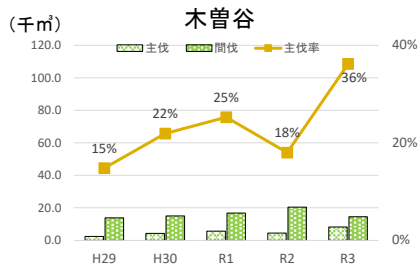
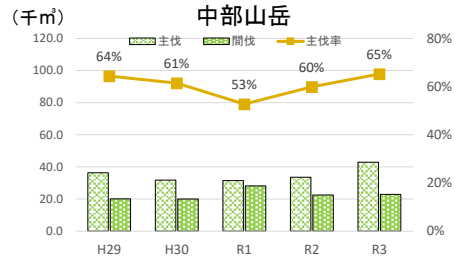
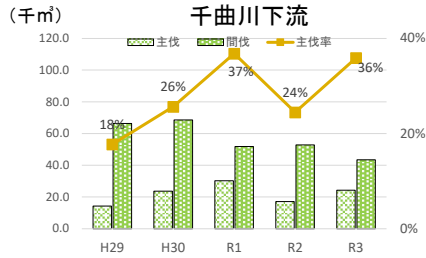
- 全国的な森林資源の充実に伴い、主伐計画は大幅増、間伐計画は大幅減。
- 主伐の増加に伴い、人工造林、天然更新ともに大幅増となっている。

38

38

4流域の近年の素材生産実績と主伐割合

図表数値:長野県木材統計

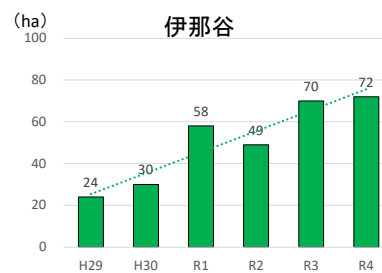
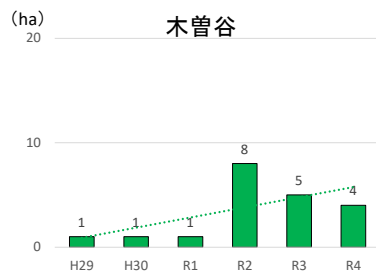
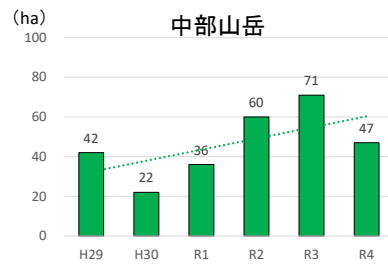
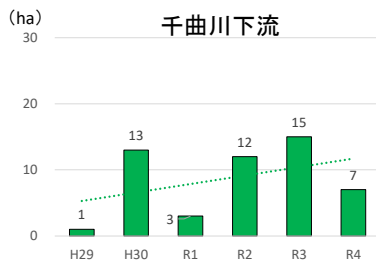


39

39

4流域の近年の人工造林実績と傾向

図表数値:長野県造林実績



40

40

地域森林計画変更計画書(案)の概要

区分		伐採立木材積 (千m ³)			造林面積 (ha)		備考
		総数	主伐	間伐	人工造林	天然更新	
千曲川下流	現計画量 (A)	2,645	477	2,168	2,164	382	全国森林計画の策定に伴う計画量の変更 (令和5年9月現在の本県森林資源量及び近年の素材生産量等の実績を参考)
	変更計画量(B)	1,990	440	1,550	2,000	550	
	増減率 (B/A)	75%	92%	71%	92%	144%	
中部山岳	現計画量 (A)	2,554	337	2,217	2,292	724	
	変更計画量(B)	2,080	480	1,600	1,650	1,000	
	増減率 (B/A)	81%	142%	72%	72%	138%	
木曽谷	現計画量 (A)	705	165	540	660	170	
	変更計画量(B)	600	200	400	640	230	
	増減率 (B/A)	85%	121%	74%	97%	135%	
伊那谷	現計画量 (A)	3,756	889	2,867	4,395	840	
	変更計画量(B)	3,460	1,160	2,300	4,600	1,100	
	増減率 (B/A)	92%	130%	80%	105%	131%	

41